

事業番号	261
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	《河川水路整備事業》						担当部	都市建設部		
	会計区分	一般会計			事業類型	施設整備系		担当課	河川課		
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	河川係		
	総合計画 分野別計画	主目的	6 都市基盤		26 河川・水路		1 浸水区域を解消します				
		副目的									
	予算区分	款	8	項	3	目	3	大	3	中	
	根拠法令・個別計画	特定都市河川浸水被害対策法、新川流域水害対策計画									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	水路等の整備を実施することで、地域に降った雨水を速やかに流下させることにより、大雨による家屋等の浸水被害の軽減を図る。									
	内容 (手段)	<p>一級河川の管理者であり改修事業者である愛知県と調整を行い、総合治水の視点から準用河川や普通河川・水路の整備を進め、河道の拡幅等により用地買収が必要となるような事業については、対象者に対し計画段階から事業説明を行い協力を要請する。 区長要望については現地を確認すると共に聞き取り調査を行い、緊急性・重要性等を考慮し、各区の理解を得ながら整備を進める。 野口区水路整備事業・道木川整備事業・手越排水路整備事業・新濃尾土地改良関連事業・その他の河川水路整備事業</p> <p>○平成25年度実施内容 【委託業務】 水路等測量設計業務等委託 9件(小針川外:委託料 12,516千円) 【工事請負内容】 水路改修等工事 28件(道木川外:工事費 239,929千円) 【物件移転補償】 地下埋設物等 4件(手越排水路外:物件移転補償費 6,588千円)</p> <p>【財源内訳】 地域の元金臨時交付金 33,000千円 市町村土木事業費補助金(補助率1/3) 22,000千円 小牧岩倉衛生組合負担金(野口区) 46,132千円 河川水路整備事業寄付金 20千円</p> <p>○平成26年度実施予定 【委託業務】 水路等測量設計業務等委託 (新濃尾土地関連外:委託料 66,500千円) 【工事請負】 水路改修等工事 (道木川外:工事費 181,300千円) 【用地購入】 水路用地 約315㎡ (道木川:公有財産購入費等 58,670千円) 【物件移転補償】 地下埋設物等 (その他:物件移転補償費 4,500千円) 【財源内訳】 市町村土木事業費補助金(補助率1/3) 8,000千円 小牧岩倉衛生組合負担金(野口区) 71,150千円</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	175,048	215,593	259,033	310,970	
		正職員	従事者数	人	1.50	1.50	1.50	1.50
			人件費	千円	7,890	7,890	7,890	7,890
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	182,938	223,483	266,923	318,860	
	対前年比	%		122.1	119.4	119.4		
財源	一般財源	千円	165,208	178,178	165,058	239,760		
	国・県支出金	千円	9,000	10,000	55,000	8,000		
	その他財源	千円	8,730	35,305	46,865	71,100		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26	
	幹線水路の施工延長 (水路の内巾が0.6以上の水路)	m	目標		-	-	-	-
			実績		260	660	530	
			目標					
			実績					
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26	
	幹線水路の施工延長	m	目標		-	-	-	-
			実績		260	660	530	
		目標						
		実績						

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	準用河川の河道拡幅の用地買収について、道木川については約410mのうち2筆を残している。河川改修については、平成25年度末で小針川は400mが完了し引続き下流部約100mの事業着手準備を行う、道木川は410mの内L=280mが完了した。区長申請等による水路改修等については、9件の測量業務、28件の水路改修等をおこなった。				
		事業実施における課題	河川拡幅に伴う準用河川等の整備については、用地が未改修で施工ができない状況はさければならないため、用地買収の事前準備等、特に地元等への情報提供はより丁寧に行い事業の理解を得る必要がある。また、小針川については県道より下流部においての事業化を図るための準備を進める必要がある。区長申請による水路改修については必要性の判断及び優先順位について地元の理解を得る必要がある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	治水事業は最も重要で主要な事業であり、他に類似する事業がないことから廃止すれば、浸水被害の防止及び軽減・解消することができなくなる。				
		平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	河川水路改修を限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう、重要度に応じた優先順位について市民等に理解を得て事業を進めていく。			
		平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
		判定理由	浸水被害を受けた地区の河川・水路の改修事業や区長申請による水路工事は、治水行政にとって必要不可欠な事業であり意地と判断した。				
		27年度以降の改善案	河川・水路改修を限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう、重要度に応じた優先順位について市民等に理解を得て事業を進める。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。